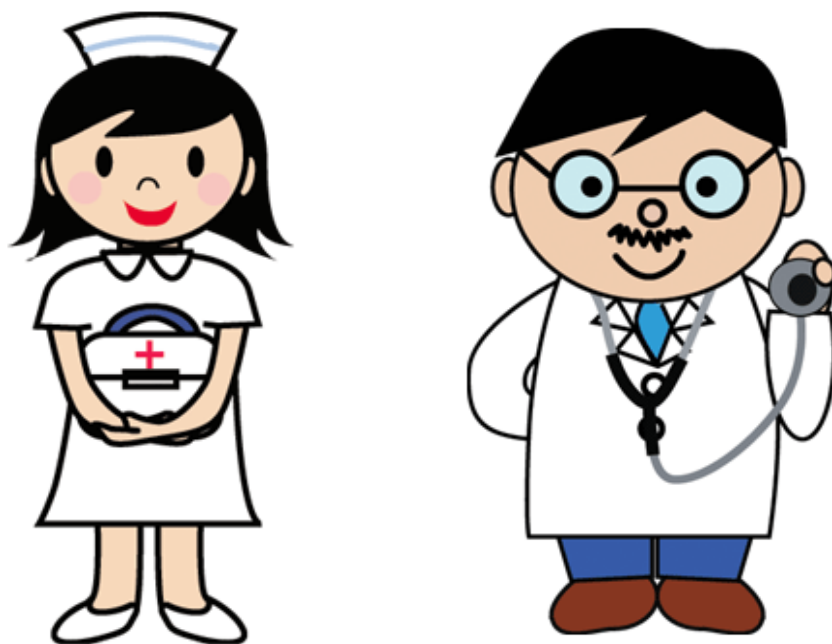


あたらしい障害福祉サービスの仕組み

# 障害者自立支援制度が始まります

<自立支援医療編>



平成18年4月1日から

身体障害者福祉法に基づく「更生医療」

児童福祉法に基づく「育成医療」

精神保健福祉法に基づく「精神通院医療」

が“自立支援医療”に変わります

神奈川県・市町村

# 自立支援医療制度の概要

自立支援医療制度は、現在の身体障害者福祉法に基づく更生医療、児童福祉法に基づく育成医療及び精神保健福祉法に基づく精神通院医療費公費負担制度を新しい制度に一元化し、共通の仕組みで、みんなで費用を支えあうことを目的としています。

## 自立支援医療制度の利用者負担額について

自立支援医療制度は、原則として医療費の10%をご負担いただく制度です。（これを定率負担といいます。）

ただし、利用者負担額には、世帯の所得の状況等に応じて、軽減措置として、1ヶ月の負担上限額が定められています。

自立支援医療の対象者と自己負担額

一定所得以下		中間的な所得		一定所得以上	
生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税（所得割）の合計額		
	低所得1	低所得2	2万円未満	2万円以上 20万円未満	20万円以上
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	医療保険の自己負担限度額		公費負担対象外 （医療保険の負担割合 ・自己負担限度額）
			*1	*2	
			重 度 かつ 継 続		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

「低所得1」とは、市町村民税非課税世帯であって、障害者本人又は障害児の保護者の収入が80万円以下である場合該当します。

「低所得2」とは、上記以外の市町村民税非課税世帯の方が該当します。

育成医療の経過措置として\*1の場合は10,000円、\*2の場合は40,200円が、それぞれ負担上限額が設定されています。

なお、自立支援医療制度における「世帯」とは、医療保険単位で認定するため、住民票とは異なります。

例えば、住民票が同一でも異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」になります。

## 自立支援医療制度の利用手続きについて

自立支援医療制度は、お住まいの市町村又はお住まいの地区の保健福祉事務所で、支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用することができます。

申請の際には、「支給認定申請書」のほかに「医師の意見書（診断書）」、「世帯の状況が確認できる書類」及び「課税状況が確認できる書類」が必要となります。

「世帯の状況が確認できる書類」には、被保険者証、被扶養者証、組合員証など医療保険の加入関係を示すものがあります。

「課税状況が確認できる書類」には、市町村民税(非)課税証明書、生活保護受給証明書、生活保護決定通知書、標準負担額減額認定書などがあります。

## 新しい制度への移行時期について

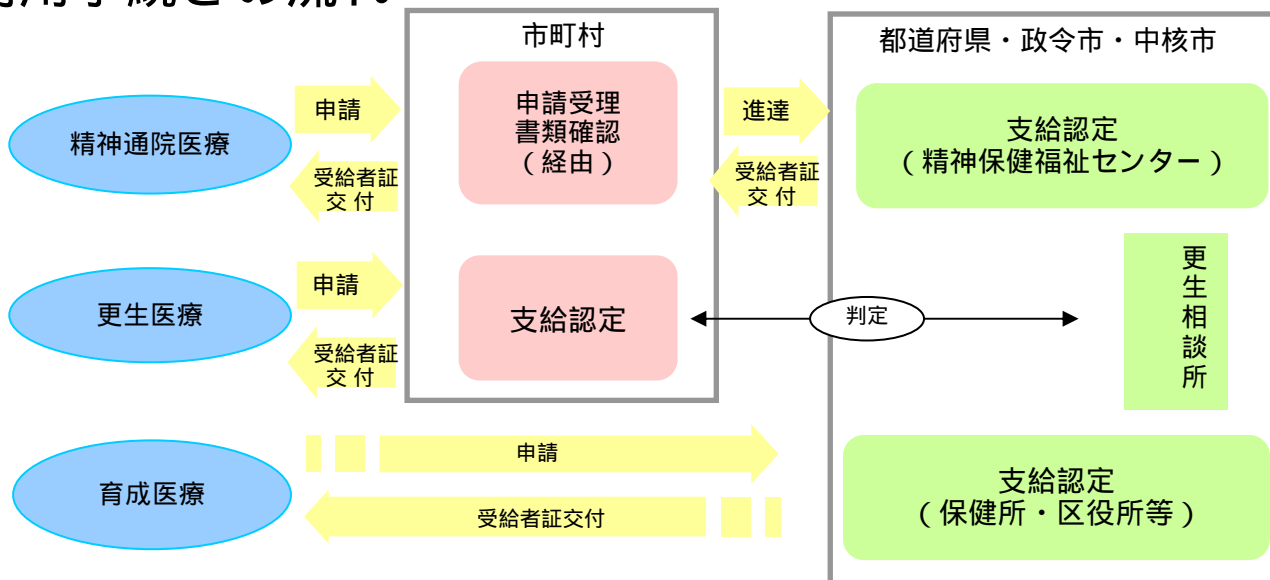
自立支援医療制度は、平成18年4月1日から始まります。

4月1日以降は、旧医療券又は旧患者票の余白や裏面に、「重度かつ継続の有無」、「負担上限額」、「有効期限」が付記されたもの又は新たに交付された「医療受給者証」をご利用ください。

## 詳細は

- 旧 更 生 医 療 . . . 各区役所福祉保健センター（横浜市にお住まいの方）  
各区役所保健福祉センター（川崎市にお住まいの方）  
お住まいの市町村障害福祉担当課（県域にお住まいの方）
- 旧 育 成 医 療 . . . 各区役所福祉保健センター（横浜市にお住まいの方）  
各区役所保健福祉センター（川崎市にお住まいの方）  
横須賀市こども健康課（横須賀市にお住まいの方）  
相模原市保健所中央保健センター（相模原市にお住まいの方）  
お住まいの地区県保健福祉事務所（県域にお住まいの方）
- 旧精神通院医療 . . . 横浜市こころの健康相談センター（横浜市にお住まいの方）  
川崎市精神保健福祉センター（川崎市にお住まいの方）  
神奈川県精神保健福祉センター（県域にお住まいの方）
- までお問い合わせください。

# 利用手続きの流れ



## 自立支援医療制度 Q & A

Q 1 なぜ、制度を変える必要があるのですか？

A 1 今回の制度改正は、医療費のみに着目した精神通院医療と、所得のみに着目した応能負担である更生医療、育成医療を、制度間の負担の不均衡を解消し、必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率性と安定性を確保するという、いわば、みんなで制度を支える仕組みにすることを目的に、制度改正することとなりました。

Q 2 自立支援医療制度に移行すると、対象となる疾病の範囲が狭くなり、「重度かつ継続」の疾病に該当する人しか対象にならないと聞きましたが？

A 2 自立支援医療制度の対象となる疾病の範囲は現行の3つの公費負担医療制度と同じですので、「重度かつ継続」に該当しない方も、自立支援医療制度の対象となります。  
したがって、医療費の自己負担は原則として、1割負担になりますし、低所得世帯に属する方であれば、月額負担上限の認定対象になります。

Q 3 「重度かつ継続」に該当する疾病等の場合は、一定所得以上でも対象になると聞きましたが「重度かつ継続」に該当する疾病等とは、どういうことですか？

A 3 「重度かつ継続」に該当する疾病等とは、旧制度の更生医療・育成医療における、腎臓機能、小腸機能及び免疫機能障害を、精神通院医療にあつては、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者または集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者とされています。  
これらに該当する方々は、医療上の必要性から、継続的に相当額の医療負担額が発生するため、一定以上の負担能力がある場合でも、医療費の家計に与える影響を考慮して、月額負担上限額を設けています。  
「重度かつ継続」に該当する疾病等については、今後、実証的な研究成果を踏まえて、順次見直され、対象の明確化を図ることとされています。

Q 4 育成医療における「経過措置」とは、どういうことですか？

A 4 自立支援医療制度において、平均負担率が急上昇する育成医療の激変緩和措置として、一定の上限を設けることとしています。（食費の標準負担額は利用者の負担となります。）

Q 5 従来、患者票は直接医療機関に送付されていましたが、自立支援医療では取扱いが変わると聞きましたが？

A 5 自立支援医療制度においては、医療受給者証の交付を受けて受療することとなり、この受給者証は、本人に対して交付されることとなります。

# 自立支援医療制度担当窓口

県市町村名	担当課	電話	ファクシミリ	備考
横浜市	医療援助課	(045)671-4115	(045)664-0403	更生・育成
	こころの健康相談センター	(045)681-2525	(045)681-2533	精神
川崎市	障害福祉課	(044)200-2653	(044)200-3932	更生
	こども健康課	(044)200-2450	(044)200-3933	育成
	精神保健福祉センター	(044)200-3195	(044)755-3892	精神
横須賀市	障害福祉課	(046)822-8249	(046)825-6040	更生・精神
	こども健康課	(046)824-7141	(046)824-7144	育成
相模原市	障害福祉課	(042)769-8355	(042)759-4395	更生
	中央保健センター	(042)769-8345	(042)750-3066	育成
	保健予防課	(042)769-8260	(042)750-3066	精神
平塚市	障害福祉課	(0463)21-8774	(0463)35-5770	更生・精神
大磯町	福祉課（障害福祉センター）	(0463)73-4530	(0463)73-1285	更生・精神
二宮町	福祉課	(0463)71-3311	(0463)73-0903	更生・精神
平塚保健福祉事務所（保健福祉課）		(0463)32-0130	(0463)35-4025	育成
鎌倉市	社会福祉課	(0467)23-3000	(0467)25-1443	更生・精神
逗子市	福祉課	(046)873-1111	(046)873-4520	更生・精神
葉山町	福祉課	(046)876-1111	(046)876-1717	更生・精神
鎌倉保健福祉事務所（保健福祉課）		(0467)24-3900	(0467)24-4379	育成
小田原市	障害福祉課	(0465)33-1467	(0465)33-1317	更生・精神
箱根町	健康福祉課	(0460)5-0800	(0460)5-0811	更生・精神
真鶴町	福祉健康課	(0465)68-1131	(0465)68-5119	更生
	福祉健康課（保健センター）	(0465)68-5031	(0465)68-6284	精神
湯河原町	福祉課	(0465)63-2111	(0465)63-2940	更生
	保健センター		(0465)62-7001	精神
小田原保健福祉事務所（保健福祉課）		(0465)32-8000	(0465)32-8138	育成
藤沢市	障害福祉課	(0466)50-3528	(0466)25-7822	更生・精神（育成（*1））
藤沢保健福祉事務所（保健福祉課）		(0466)26-2111	(0466)28-1353	育成（*1）
茅ヶ崎市	障害福祉課	(0467)82-1111	(0467)82-5157	更生・精神
寒川町	福祉課	(0467)74-1111	(0467)74-5613	更生・精神
茅ヶ崎保健福祉事務所（保健福祉課）		(0467)85-1171	(0467)82-0501	育成
三浦市	福祉総務課	(046)882-1111	(046)881-0148	更生・精神
三崎保健福祉事務所（保健福祉課）		(046)882-6811	(046)881-7199	育成
秦野市	障害福祉課	(0463)82-5111	(0463)82-8020	更生・精神
伊勢原市	障害福祉課	(0463)94-4711	(0463)95-7612	更生・精神
秦野保健福祉事務所（保健福祉課）		(0463)82-1428	(0463)83-5872	育成
厚木市	障害福祉課	(046)225-2254	(046)224-0229	更生・精神
海老名市	障害福祉課	(046)231-2111	(046)233-5731	更生・精神
座間市	障害福祉課	(046)255-1111	(046)252-7043	更生・精神
愛川町	福祉課	(046)285-2111	(046)285-6010	更生・精神
清川村	保健福祉課	(046)288-3861	(046)288-2025	更生・精神
厚木保健福祉事務所（保健福祉課）		(046)224-1111	(046)225-4146	育成
大和市（*2）	障害福祉課	(046)260-5665	(046)262-0999	更生・精神
	医療健康課	(046)260-5661	(046)264-0142	精神
綾瀬市	障害福祉課	(0467)70-5623	(0467)70-5702	更生・精神
大和保健福祉事務所（保健福祉課）		(046)261-2948	(046)261-7129	育成
南足柄市	児童・障害福祉課	(0465)73-8047	(0465)74-0545	更生・精神
中井町	保健福祉課	(0465)81-5548	(0465)81-5657	更生・精神
大井町	福祉課	(0465)83-8011	(0465)83-8016	更生・精神
松田町	保健福祉課	(0465)83-1226	(0465)83-1229	更生・精神
山北町	健康福祉課	(0465)75-3644	(0465)79-2171	更生・精神
開成町	保健福祉課	(0465)84-0327	(0465)85-3433	更生・精神
足柄上保健福祉事務所（保健福祉課）		(0465)83-5111	(0465)82-8408	育成
城山町	福祉推進課	(042)782-1111	(042)783-1720	更生・精神
津久井町（*3）	健康福祉課	(042)784-1141	(042)784-7474	更生・精神
相模湖町（*3）	健康福祉課	(0426)84-3211	(0426)84-3618	更生・精神
藤野町	健康福祉課	(0426)87-2111	(0426)87-2811	更生・精神
津久井保健福祉事務所（保健福祉課）		(042)784-1111	(042)780-0594	育成
神奈川県	障害福祉課	(045)210-1111	(045)201-2051	更生・精神
	子ども家庭課		(045)210-8857	育成
	精神保健福祉センター	(045)821-8822	(045)821-1711	精神

更生 = 更生医療、育成 = 育成医療、精神 = 精神通院医療

- （\*1） 藤沢市にお住まいの方が、自立支援医療（育成医療）を申請する場合の受付窓口は、平成18年3月までは、藤沢保健福祉事務所（電話0466(26)2111）へ、4月以降は藤沢市障害福祉課になりますのでご注意ください。）
- （\*2） 大和市にお住まいの方が、自立支援医療（精神通院医療）を申請する場合の受付窓口は、平成18年3月までは、大和市医療健康課へ、4月以降は大和市障害福祉課になりますのでご注意ください。）
- （\*3） 津久井町、相模湖町にお住まいの方が平成18年3月20日以降、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）を申請する場合、市町村合併に伴い受付窓口が変わりますので、詳細は相模原市の各担当課にお問い合わせ下さい。）